

重要事項説明書

令和 年 月 日

大津市長 様

本重要事項説明は、建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約に先立って、あらかじめ契約の内容およびその履行に関する事項を説明するものです。本説明内容は最終的な契約内容とは必ずしも同一になるとは限りません。

受託業務名称 : _____

建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
開設者氏名（法人の場合は開設者の名称および代表者氏名）	

1. 対象となる建築物の概要

建築設計業務委託特記仕様書のとおり

2. 作成する設計図書の種類

建築設計業務委託特記仕様書のとおり

3. 設計の一部を委託する場合の計画

設計の一部を委託する予定 あり なし

(委託する場合は、委託する業務の概要および委託先)

委託する業務の概要	
建築士事務所の名称	
建築士事務所の所在地	
開設者氏名（法人の場合は開設者の名称および代表者氏名）	

4. 設計に従事することとなる建築士・建築設備士

【氏名】	
【資格】	() 建築士 【登録番号】
【氏名】	
【資格】	() 建築士 【登録番号】
(建築設備の設計に関し意見を聴く者)	
【氏名】	
【資格】	【登録番号】

* 設計に従事することとなる建築士が構造設計一級建築士、または設備設計一級建築士である場合には、その者の資格についても記載する。

* 元請けの建築士事務所に所属する建築士等について記載する。

5. 報酬の額および支払いの時期

報酬の額	円 (税込み)
支払いの時期	委託契約書 (案) の規定による

* 「報酬の額」は、入札額(税込み額)を記載する。

6. 契約の解除に関する事項

委託契約書 (案) の規定による

(説明をする建築士)

氏名 : _____

資格等 : () 建築士 管理建築士、所属建築士

受領日

上記の建築士から建築士免許証（免許証明書）の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。